

装プ空第9109号
令和7年5月12日

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

防衛装備庁長官
(公印省略)

航空機の自衛隊限定型式証明について（通知）

標記について、航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号）第36条第1項の規定に基づき、別冊のとおり定めたので通知する。ただし、この通知の施行の日前にされた、耐空性審査会の運営要領について等の一部改正について（装プ空第9108号。令和7年5月12日。以下「一部改正通知」という。）による改正前の航空機及びその構成品の認証並びに設計組織及び製造組織の承認について別冊（以下「旧JMAR21」という。）サブパートZによる自衛隊限定型式証明及び当該自衛隊限定型式証明に係る旧JMAR21サブパートJによる組織承認に関する手続については、なお従前の例によるものとし、従前の例による自衛隊限定型式証明を受けた部分の設計の重要な変更を行うときは、当該従前の例による自衛隊限定型式証明は、この通知による自衛隊限定型式証明とみなし、この通知によるものとする。

添付書類：別冊

配布区分：長官官房各装備官、長官官房各装備開発官、プロジェクト管理部長、技術戦略部長、調達管理部長、調達事業部長、施設等機関の長

写送付先：防衛大学校長

JMAR PTC
航空機の自衛隊限定型式証明

令和 7 年 5 月 1 2 日
(初版)

JMAR PTC 改正履歴

版数	年月日	内容
初版	令和 7 年 5 月 1 2 日 (令和 7 年 5 月 1 2 日施行)	・ 新規制定

目次

趣旨

全般

PTC. 1 全般

PTC. 2 雑則

サブパートA 総則

PTC. A. 1 適用範囲

PTC. A. 2 証明書の申請者又は保有者以外の組織による引受け

PTC. A. 3A 事象発生報告（故障、機能不良及び欠陥）

サブパートY 自衛隊限定型式証明

PTC. A. Y11 適用範囲

PTC. A. Y13 適格性

PTC. A. Y14 能力の証明

PTC. A. Y15 申請

PTC. A. Y20 限定型式証明基準への適合性の証明

PTC. A. Y21 自衛隊限定型式証明の交付要件

PTC. A. Y31 限定型式設計

PTC. A. Y33 検査(Inspections)及び試験

PTC. A. Y35 飛行試験

PTC. A. Y41 自衛隊限定型式証明

PTC. A. Y44 保有者の義務

PTC. A. Y47 移管可能性

PTC. A. Y51 有効期間及び継続的な有効性

PTC. A. Y55 記録の保存

サブパートZ 自衛隊限定型式証明の重要な変更

PTC. A. Z90A 適用範囲

PTC. A. Z93 申請

PTC. A. Z97 重要な変更の承認要件

PTC. A. Z101 自衛隊限定型式証明の重要な変更のための限定型式証明基準

PTC. A. Z105 記録の保存

PTC. A. Z109 義務

趣旨

このJMAR PTCは、航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号。以下「訓令」という。）を実施するため、訓令に規定する自衛隊限定型式証明及び自衛隊限定型式証明の重要な変更の承認に係る手続等について、JMAR21を踏まえて定めるものとする。

全般

PTC.1 全般

(a) 「設計組織」は、次のとおりとする。

1. 航空機の設計又は当該設計の変更に対して責任を負う組織は、JMAR PTCに従い設計組織としての能力を有することを証明しなければならない。防衛省の組織が、航空機の設計又は当該設計の変更に対して責任を負う他の組織と共に設計活動を行う場合において、JMAR PTCに従い当該能力を有することを証明するときは、これらの組織は、単一の組織として扱われなければならない。
2. 1.にかかわらず、主たる事業の場所が外国にある組織は、当該外国（以下この2.において「相手国」という。）の当局のうち、次に掲げる全ての条件を満たすもの（相手国の当局が民間航空当局である場合にあっては、次の(i)の条件を満たすもの）が発行した証明又はそれに類する承認（以下この2.において「証明等」という。）を保有することにより、証明等に係る航空機に関して、設計組織としての能力を有することを証明することができる。
 - (i) 相手国の当局が設計国として監督を行っていること。
 - (ii) MAWAが承認したEMAD-Rに基づく手続による我が国の当局と相手国の軍耐空性当局との間の取決め（レコグニション）を通じて、相手国の耐空性に係る制度が、組織承認に関する制度と同等の制度又は相手国の当局の直接的な関与のいずれかを通じて、JMAR PTCにより達成されるものと同程度の独立した適合性の確認を含むものと判断できること。

(b) 「航空機」とは、自衛隊の使用する航空機をいい、自衛隊法（昭和29年法律第165号）その他の法令及び規則類に従う航空機として定義される。

(c) 「当局」とは、次に掲げるものをいう。

1. 認証を担当する当局
 - (i) —
 - (ii) 防衛大臣
2. 設計組織の組織承認を担当する当局
 - (i) —
 - (ii) 防衛大臣
3. —
4. —
5. —

(d) 「申請者」とは、次のとおりとする。

1. —
2. 幕僚長等
3. —

(e) 「認証」とは、航空機又は組織が、適用される耐空性に係る要件に適合していることを確認し、それを証明する書類を発行する過程をいう。

(f) 「継続耐空性」とは、自衛隊限定型式証明書に記載された条件が、その有

効期間のいずれの時点においても満たされていることを立証するために実施される全ての業務をいう。（限定型式設計）

(g) —

(h) 「証明書」とは、防衛省の証明書をいう。

なお、民間航空当局が発行した過去の民間機用の証明の一部を活用することができる。

(i) 「組織承認」とは、当局が行った組織承認をいう。

なお、このJMAR PTCにおける設計組織の承認の手続並びに当該承認の申請者及び所有者の権利及び義務については、JMAR21サブパートJを準用する。

(j) JMAR様式集の定めにかかわらず、当局が承認したときは、他の様式を使用することができる。

(k) —

(l) —

(m) —

(n) 「—」は、JMAR21の全般、サブパートA、サブパートB若しくはサブパートDに規定があるもののJMAR PTCの規定として定めないもの又はこれらのサブパートに「（予約）」若しくは「不適用」と記載されているものを意味する。

(o) —

(p) —

(q) JMAR PTCにおいて項目を細分する場合は、次の順序の例により見出し符号を付ける。

サブパートA PTC.A.1 (a) 1. (i) (A)

(r) JMAR PTCにおいて使用する用語は、(b)から(i)までに掲げるもののほか、訓令及び航空機の安全性の確保に関する訓令の運用について（装ブ航第3275号。令和6年2月29日）において使用する用語の例による。

PTC.2 雑則

(a) このJMAR PTCの実施に関し必要な細部事項は、防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（航空担当）が別に定める。

(b) 訓令の実施に関し、このJMAR PTCにより難しい場合には、長官が適当と認める方法によることができる。

(c) このJMAR PTCに関し疑義が生じた場合には、防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（航空担当）付耐空性監査室に照会するものとする。この場合において、JMAR21を参照した上で行うものとする。

サブパートA 総則

PTC.A.1 適用範囲

このサブパートは、JMAR PTCに従い交付される自衛隊限定型式証明の申請者及び保有者の権利及び義務に関する総則を定める。JMAR PTCの適用に当たっては、欧州防衛庁が採択したEMAR21 AMC&GM-Acceptable Means of Compliance and Guidance Material for the Certification of Military Aircraft and Related Products, Parts and Appliances, and Design and Production Organisations (EMAR21 AMC&GM) を参考にすること。

PTC.A.2 証明書の申請者又は保有者以外の組織による引受け

自衛隊限定型式証明の保有者又は申請者が、JMAR PTCの下で負う行為及び義務は、当該自衛隊限定型式証明の保有者又は申請者が、その義務の適切な履行

の確保のため、他の組織と合意（agreement）を結んだことを当局に対して示すことができる場合には、当該他の組織が代わりに履行することができる。

PTC. A. 3A 事象発生報告（故障、機能不良及び欠陥）

(a) —

(b) 当局への報告

1. 自衛隊限定型式証明の保有者は、自衛隊限定型式証明の対象の設計に関連して発生したものであって、安全でない状態をもたらした、又は安全でない状態をもたらす可能性のある故障、機能不良、欠陥又はその他の事象について、当局に報告しなければならない。
2. 報告は、事象発生報告書（JMAR様式44）を当局に提出することにより行わなければならない。当該報告は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも安全でない可能性のある状態が特定された時から72時間以内に提出しなければならない。ただし、例外的な状況により報告の提出が妨げられるときは、この限りでない。

(c) —

サブパートY 自衛隊限定型式証明

PTC. A. Y11 適用範囲

このサブパートは、自衛隊限定型式証明の手続並びに自衛隊限定型式証明の申請者及び保有者の権利及び義務を定める。

PTC. A. Y13 適格性

JMAR PTC. A. Y14に従い設計組織としての能力を証明した者又はその過程にある者は、このサブパートに定める条件の下で、自衛隊限定型式証明を申請することができる。

PTC. A. Y14 能力の証明

(a) 自衛隊限定型式証明の申請者は、JMAR21サブパートJに準じて、当局による設計組織の承認を有することにより、設計組織としての能力を有することを証明しなければならない。

(b) (a)にかかわらず、申請者は、設計組織としての能力を有することを証明するための代替手段として、このサブパートに適合するために必要となる特定の設計手法、人的・物的資源及び一連の活動を定めた手順の使用について、当局に同意を求めることができる。

(c) —

(d) (a)にかかわらず、防衛省の組織が自衛隊限定型式証明の申請者となる場合は、JMAR PTC. A. 2に従い、JMAR PTC. A. Y44に適合していることの証明を含め、設計組織としての能力を有することを証明することができる。

（注）自衛隊限定型式証明の申請者は、訓令附則の規定に基づき、幕僚長等であるため、自らが設計組織としての能力を有することを証明する場合を除き、(d)が適用される。

PTC. A. Y15 申請

(a) 自衛隊限定型式証明の申請は、自衛隊限定型式証明申請書（JMAR様式PTC30）を当局に提出することにより行わなければならない。

(b) 申請には、少なくとも、航空機に関する予備的な記述データ（preliminary descriptive data）並びに認証を求める航空機の用途及び運航の方法を含め

なければならず、JMAR PTC. A. Y20との適合性を証明するための計画（適合性証明プログラム）を含めるか、又は追加で提出しなければならない。適合性証明プログラムは、次に掲げる事項により構成されなければならない。

1. 設計変更の詳細な説明（自衛隊限定型式証明を受ける全ての形態に係るものを含む。）
 2. 運用上の特性及び運用限界の案
 3. 認証を求める航空機の用途及び運航の方法
 4. 限定型式証明基準の案（当局の求めに応じて準備したもの及び当局との調整に基づく通知に従って準備したもの）
 5. 適合性証明プログラムについて、適合性を証明するための活動及びデータを、意味のあるグループに分割する案（適合性証明方法及び関連する適合性証明文書の案を含む。）
 6. 意味のあるグループに分割された適合性を証明するための活動及びデータの評価案。当該評価案は、限定型式証明基準への確認できていない不適合が存在する可能性及び航空機の安全性に及ぼす当該不適合の潜在的な影響について評価するものとする。当該評価案は、少なくとも次に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - (i) 認証プロジェクトに関する、運用上の観点、組織上の観点及び設計に係る知見の管理の観点に関するものを含む新規性のある又は通常と異なる特徴
 - (ii) 設計の複雑さ及び適合性を証明する複雑さ又はそのいずれか
 - (iii) 類似の設計に関して特定されたものを含めた、設計又は技術の重大性及び関連する安全上のリスク
 - (iv) 申請に係る設計組織の関連分野における実績及び経験当該評価に基づき、申請には、適合性を証明する活動及びデータの検証に対する当局の関与の案を含めなければならない。
 7. 主要なマイルストーンを含むプロジェクトの計画表
- (c) 適合性証明プログラムの当局への初回提出後、認証プロジェクトに関し、
- (b)1. から(b)7. までに掲げる事項のいずれかに影響を及ぼす変更があるときは、申請者は、適合性証明プログラムを更新しなければならない。
- (d) —
- (e) —
- (f) —

PTC. A. Y20 限定型式証明基準への適合性の証明

- (a) 当局が適合性証明プログラムを受け入れた後、申請者は、当局が定め、通知した限定型式証明基準に適合することを証明するとともに、当該適合性を証明した方法を当局に提出しなければならない。
- (b) 申請者は、適合性を証明する過程において発覚した困難又は事象のうち、JMAR PTC. A. Y15の(b)6. によるリスクアセスメント若しくは適合性証明プログラムに重大な影響を与える可能性があるもの又は申請者に対して事前に通知された当局の関与の度合いの変更を必要とする可能性があるものについて、当局に報告しなければならない。
- (c) 申請者は、適合性証明プログラムにおいて示した適合性証明文書に、適合性を認めるに至った正当な理由を記録しなければならない。
- (d) 申請者は、JMAR PTC. A. Y33による検査及び試験を含む適合性証明プログラムの全ての適合性の証明を完了し、かつ、JMAR PTC. A. Y35に従った全ての飛行試験を完了した後に、次に掲げる事項を宣言しなければならない。

1. 当局が受け入れた適合性証明プログラムに従い、当局が定め、通知した限定型式証明基準に適合していることを証明したこと。
 2. 認証を求める航空機の用途に関して、航空機を安全でないものにする可能性のある特徴又は特性が特定されていないこと。
- (e) 申請者は、(d)による適合性宣言書(declaration of compliance)を当局に提出しなければならない。この場合において、適切な設計組織の承認を受けている場合は、申請者は、JMAR21サブパートJに準じて適合性宣言書を作成し、当局に提出しなければならない。

PTC. A. Y21 自衛隊限定型式証明の交付要件

- (a) 申請者は、航空機の自衛隊限定型式証明を受けるために、次に掲げることを行わなければならない。
1. JMAR PTC. A. Y14に従い、設計組織としての能力を証明すること。
 2. JMAR PTC. A. Y20を遵守すること。
 3. —
- (b) —

PTC. A. Y31 限定型式設計

- (a) 限定型式設計は、次に掲げる内容により構成しなければならない。
1. 適用される限定型式証明基準に適合することが証明された航空機の形態及び設計上の特徴を定義するために必要な、図面及び仕様書並びにこれらの一覧
 2. 航空機の合致性を確保するために必要な情報であって、資材、工程並びに航空機の製造方法及び組立方法に関するもの
 3. —
 4. 同一の型式の後の航空機の耐空性を比較により決定するために必要なその他のデータ
- (b) それぞれの限定型式設計は、十分に区別されなければならない。

PTC. A. Y33 検査(Inspections)及び試験

- (a) —
- (b) JMAR PTC. A. Y20により求められる適合性の証明における各試験を実施する前に、申請者は、次に掲げる内容を確認しなければならない。
1. 供試体について
 - (i) 材料及び工程が、限定型式設計案の仕様に十分に合致していること。
 - (ii) 部品が、限定型式設計案の図面に十分に合致していること。
 - (iii) 製造工程及び組立て(construction and assembly)が、限定型式設計案で規定したものに十分に合致していること。
 2. 試験装置及び測定装置について
試験装置及び測定装置が試験に十分なものであり、かつ、適切に校正されていること。
- (c) 申請者は、(b)による確認結果に基づき、合致しない(non-conformity)可能性がある全ての事項を列挙し、当該事項が試験結果に影響を及ぼさない根拠を記載した設計合致保証書(Statement of Conformity)を当局に提出するとともに、当該設計合致保証書の妥当性を確認するために必要と認める検査を当局が行うことができるようにしなければならない。
- (d) 申請者は、当局が次に掲げる事項を行えるようにしなければならない。
1. 適合性の証明に関連するいかなるデータ及び情報を審査すること。

2. 適合性を証明するためのいかなる試験（飛行試験及び地上試験を含む。）若しくは検査に立ち会い、又はそれらを実施すること。
- (e) (d) 2. に従い当局が立ち会い、又は実施する全ての試験及び検査について、申請者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 1. (c) に定める設計合致保証書を当局に提出すること。
 2. (c) に定める設計合致保証書を当局に提出したときから試験のために供試体を当局に提示するまでの間に、供試体又は試験装置及び測定装置のいずれかに対しても、設計合致保証書の有効性に影響を及ぼす変更を加えないこと。

PTC. A. Y35 飛行試験

- (a) 自衛隊限定型式証明を取得するための飛行試験は、当局が承認した飛行試験の条件に従い実施しなければならない。
- (b) 申請者は、当局が次に掲げる事項を判断するために必要と判断する全ての飛行試験を実施しなければならない。
 1. 適用される限定型式証明基準への適合性
 2. 航空機、部品及び機器が信頼でき、かつ、適切に機能することについての合理的な保証の有無
- (c) —
- (d) —
- (e) —
- (f) —

PTC. A. Y41 自衛隊限定型式証明

自衛隊限定型式証明には、限定型式設計、運用限界、当局が適合性を記録する該当する限定型式証明基準及び該当する限定型式証明基準において航空機に適用されるその他の条件又は制限を含めなければならない。

PTC. A. Y44 保有者の義務

- 自衛隊限定型式証明の保有者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。
- (a) JMAR PTC. A. Y55に定める義務を負うとともに、JMAR PTC. A. Y14の要件を継続的に満たすこと。
 - (b) —

PTC. A. Y47 移管可能性

自衛隊限定型式証明の移管は、JMAR PTC. A. Y44の義務を履行することができる幕僚長等に対してのみ行うことができる。

移管は、自衛隊限定型式証明書の保有者の変更の申請書（JMAR様式PTC38）を当局に提出することにより行わなければならない。

PTC. A. Y51 有効期間及び継続的な有効性

- (a) 自衛隊限定型式証明の有効期間は、無期限とし、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り、効力を有し続けるものとする。
 1. 自衛隊限定型式証明の保有者がJMAR PTCに適合すること。
 2. 当局の定めた手続に従い自衛隊限定型式証明が放棄され、又は取り消されていないこと。
- (b) 自衛隊限定型式証明が放棄され、又は取り消されたときは、自衛隊限定型式証明書は、当局に返納されなければならない。

PTC. A. Y55 記録の保存

自衛隊限定型式証明の保有者は、関連する全ての設計情報、図面及び試験報告書（試験が行われた航空機に係る検査の記録を含む。）を当局が利用できるように保存するとともに、航空機の継続耐空性の継続的な妥当性を確保のために必要な情報を提供するために保存しなければならない。

サブパートZ 自衛隊限定型式証明の重要な変更

PTC. A. Z90A 適用範囲

このサブパートは、自衛隊限定型式証明の重要な変更の承認に関する手続並びに当該承認の申請者及び保有者の権利及び義務を定める。

PTC. A. Z93 申請

- (a) 自衛隊限定型式証明の重要な変更の申請は、自衛隊限定型式証明の重要な変更の承認申請書（JMAR様式PTC31）を当局に提出することにより行わなければならない。
- (b) 申請には、JMAR PTC. A. Y20に従い適合性を証明するための適合性証明プログラムを含めるか、又は追加で提出しなければならない。適合性証明プログラムは、次に掲げる事項により構成されなければならない。
 1. 次に掲げる事項を特定した変更の説明
 - (i) 自衛隊限定型式証明の重要な変更の対象となる航空機の形態
 - (ii) 自衛隊限定型式証明の重要な変更により変更され、又は影響を受ける航空機の全ての範囲（承認されたマニュアルを含む。）
 - (iii) —
 2. 自衛隊限定型式証明の重要な変更及び当該変更により影響を受ける範囲が限定型式証明基準に適合していることを証明するために必要となる検査の特定
 3. 次に掲げる事項
 - (i) JMAR PTC. A. Z101に規定された要件及び選択に従って作成された限定型式証明基準の案
 - (ii) 適合性証明プログラムについて、適合性を証明するための活動及びデータを、意味のあるグループに分割する案（適合性証明方法及び関連する適合性証明文書の案を含む。）
 - (iii) 意味のあるグループに分割された適合性を証明する活動及びデータの評価案。当該評価案は、限定型式証明基準への確認できていない不適合が存在する可能性及び航空機の安全性に及ぼす当該不適合の潜在的な影響について評価するものとする。当該評価案においては、少なくとも次に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - (A) 認証プロジェクトに関する、運用上の観点、組織上の観点及び設計に係る知見の管理の観点に関するものを含む新規性のある及び通常と異なる特徴
 - (B) 設計の複雑さ及び適合性を証明する複雑さ又はそのいずれか
 - (C) 類似の設計に関して特定されたものを含めた、設計又は技術の重大性及び関連する安全上のリスク
 - (D) 申請に係る設計組織の関連分野における実績及び経験当該評価に基づき、申請書には、適合性を証明する活動及びデータの検証に対する当局の関与の案を含めなければならない。
 - (iv) 主要なマイルストーンを含むプロジェクトの計画表

(c) —

PTC. A. Z97 重要な変更の承認要件

(a) 自衛隊限定型式証明の重要な変更は、次に掲げるいずれかの者が分類し、承認するものとする。

1. 当局

2. —

(b) 自衛隊限定型式証明の重要な変更は、次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、承認されるものとする。

1. 設計変更及び当該変更により影響を受ける範囲が、JMAR PTC. A. Z101に従い当局が定めた限定型式証明基準に適合することが証明されていること。

2. —

3. 1. に示された適合性がJMAR PTC. A. Y20に従い証明されていること。

(c) —

(d) 自衛隊限定型式証明の重要な変更の承認は、その変更に関連する自衛隊限定型式証明の特定の形態に限定されなければならない。

PTC. A. Z101 自衛隊限定型式証明の重要な変更のための限定型式証明基準

(a) 自衛隊限定型式証明の重要な変更及び当該変更により影響を受ける範囲は、当該変更の申請日において当該変更の対象の航空機に適用される耐空性基準又は(f)により同日以後に適用されることとなった耐空性基準のいずれかに適合しなければならない。

(b) —

(c) —

(d) 自衛隊限定型式証明の重要な変更の申請日に有効な耐空性基準が当該変更案に対して十分な耐空性の水準 (standards) を示していないと当局が判断したときは、申請者は、当該変更の申請日に有効な耐空性基準に定められた安全性と同等の安全性を確保するため、当該変更が、次のいずれかの場合に当局が定める特別条件 (special condition) 及び当該特別条件の変更にも適合するようにしなければならない。

1. 自衛隊限定型式証明の重要な変更に係る航空機が、有効な耐空性基準の基礎となる設計上の慣行 (design practices) と比べて、新規性のある又は通常と異なる設計上の特徴を有する場合

2. 当該変更に係る航空機の用途が通常と異なる場合

3. 運用中の他の類似の航空機若しくは類似の設計上の特徴を有する航空機からの経験又は新たに特定された危険 (hazards) から、当該変更に係る航空機に安全でない状態が発生する可能性がある場合

4. 有効な耐空性基準が、当該変更に係る航空機の種類 (class) に対して存在しない場合又は当該変更に係る航空機が認証を求める運航の方法を想定していない場合

(e) (a) から (c) までにかかわらず、当該変更及び当該変更により影響を受ける範囲については、申請者は、当局が指定する耐空性基準に代わる基準として自らが提案し、次に示す安全性が確保されると当局が判断した代替基準への適合性を証明することができる。

1. 次に掲げるいずれかのもの

(i) (a) から (c) までのいずれかの下で当局が指定した耐空性基準の安全性と同等のもの

(ii) 訓令附属書第 1 又は第 2 に掲げる基準に適合するもの

2. —

(f) 申請者が、自衛隊限定型式証明の重要な変更の申請を行った後に有効となった耐空性に係る要件に対して適合性を証明することを選択する場合には、当該変更及び当該変更により影響を受ける範囲については、選択した耐空性に係る要件と直接関係するその他の耐空性基準又は耐空性に係る要件にも適合するものでなければならない。

(g) —

PTC. A. Z105 記録の保存

(a) 自衛隊限定型式証明の申請者は、関連する全ての設計情報、図面及び試験報告書（試験が行われた変更する航空機に係る検査の記録を含む。）を当局が利用できるように保存するとともに、航空機の継続耐空性の確保のために必要な情報を提供するために保存しなければならない。

(b) (a)により保存する記録は、自衛隊限定型式証明を受けた航空機と同一の型式の全ての航空機の用途を廃止した日の翌日から起算して2年を経過する日まで保存されなければならない。ただし、当局が別の定めをしたときは、この限りでない。

PTC. A. Z109 義務

自衛隊限定型式証明の重要な変更の承認を受けた保有者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(a) JMAR PTC. A. Z105に定める義務

(b) —